

大田原税務署からの 確定申告に関する重要なお知らせ

便利な確定申告書作成コーナーをご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、混雑する税務署の確定申告会場に向かなくても、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから申告書を作成できます。

●ID・パスワード方式によるe-Tax(電子送信)

平成31年1月から、e-Tax利用手続きが簡便化され、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけで、e-Taxで申告ができるようになります。ID・パスワードを使えば、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでなくても、ご自宅等からパソコンやスマートフォンで簡単にe-Taxで申告することができ大変便利です。ぜひご利用ください。

▼ID・パスワード取得方法

お近くの税務署において5分程度で発行を受けられます。
・運転免許証(写しでも可)などの本人確認書類を持参ください。
・ID・パスワードを平成29年分の確定申告においてすでに取得されている方は、お手元の「I

D・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。
●マイナンバーカード方式によるe-Tax(電子送信)

マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちの方は、従来どおりマイナンバーカード方式によるe-Taxがご利用いただけます。

●スマホで申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、平成31年1月からスマートフォン等でも申告書を作成できます。

▼対象となる方

年末調整済みの給与所得者で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方

▼利用方法

ID・パスワードをお持ちの方は「スマホ専用画面」からe-Tax申告をご利用ください。

●書面による提出

ID・パスワード、マイナンバーカードがない方は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し印刷して、直接または郵送で税務署に提出してください。

医療費控除について

医療費控除を適用される方は、平成29年の確定申告から領収書の提出が不要となり、代わりに「医

療費控除の明細書」の添付が必要となりました。税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

配偶者控除・配偶者特別控除の改正(平成30年分から)

●配偶者控除

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除を受けることができなくなります。また控除額が次のとおり変更となります。

申告者本人の合計所得金額	配偶者控除の額 ()内の金額は老人控除対象配偶者の場合
900万円以下	38万円(48万円)
900万円超 950万円以下	26万円(32万円)
950万円超 1,000万円以下	13万円(16万円)

●配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超

123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることになりました。また、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。詳細は国税庁ホームページ「タックスアンサーNo.1195」をご参照ください。

公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。ただし、次の場合は申告が必要です。

- ・所得税の還付を受ける場合
- ・純損失や雑損失の繰越控除など確定申告書の提出が要件となっている控除の適用を受けられる場合

・外国において支払われる公的年金等、源泉徴収の対象とならない年金支給を受けている場合
※確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。

▼問合せ

大田原税務署
☎0287-223115
〒324-0058
大田原市紫塚1丁目5-54